

## 会議録

会議名 令和2年度第2回さいたま市墓地等設置計画審査会

開催日時 令和2年8月28日（金） 10時00分から

開催場所 消防庁舎 3F 関係課会議室

議長 会長 保健福祉局長 木村 政夫

議題 彩の国フォーシーズンメモリアルの墓地設置計画書（区域変更）について

その他 今後の審査会の開催について

配布資料

- ・ 次第
- ・ さいたま市墓地等設置計画審査会出席者 座席表
- ・ 彩の国フォーシーズンメモリアル（区域変更）関係資料
- ・ さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則
- ・ さいたま市墓地等設置計画審査会運営要綱

出席者

さいたま市墓地等設置計画審査会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	職業・役職	出欠
学識経験者	川井 理砂子	弁護士	出席
学識経験者	高野 ゆきの	公認会計士	出席
市職員	木村 政夫	保健福祉局長	出席
市職員	西林 正文	環境局環境共生部長	出席
市職員	下村 勝己	経済局農業政策部長	出席
市職員	土屋 愛自	都市局都市計画部長	出席
市職員	小泉 勉	建設局土木部長	出席

事務局 2名

さいたま市保健所職員 4名

1. 開会

- ・委員の紹介
- ・出欠及び会議成立の報告
- ・資料確認

## 2. 議題

議長 保健福祉局長 木村でございます。どうぞ宜しくお願い致します。  
はじめに審査事項の概要について事務局から説明をお願いします。

事務局 《審査事項の概要説明》  
審査をしていただく案件は1件で、計画者から計画書の提出があった案件です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、計画について説明をお願いいたします。

保健所 《墓地設置計画の概要について説明》

議長 ありがとうございます。  
それでは審査を進めたいと思います。  
ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

A 委員 農業振興地域（以下「農振地域」）の除外について相談しているようですが、農地区分については、農業委員会に確認しているのでしょうか。

保健所 おそらく第2種になるとのことでしたが、1種になる可能性もあるとのこと、現段階では断言できないとのことでした。

A 委員 この計画が進められるかどうかの判断には、農業委員会の意見も必要だと思います。1種と2種では拡張できる面積が違い、1種だと既存面積の半分以下、2種だとそれ以上の拡張が可能です。この計画書は2種が前提となっていると思われます。1種になると計画が変わってしまうこととなります。

議長 1種になると計画自体が変わってしまうということですね。  
その場合は、どのような流れになるのでしょうか。

保健所 その場合は、計画書のとおりとなりませんので、計画書の提出をやり直していただく必要があります。

議長 2種であれば計画書のとおり計画が可能であるけれども、それは農業委員会の判断で、農業委員会が1種と判断した場合には、やり直しになるということですね。

- B 委員 2種であればということになると、農業委員会の方に責任を持たせるような形になってしまうので、それはどうなのかと思います。
- A 委員 農業委員会をオブザーバーと呼んでおいた方が良かったのではないのでしょうか。仮に農振地域から外れたとして、農地区分が1種なのか2種なのかで計画が変わってきてしまうことになります。
- 議長 1種か2種かで計画が変わってしまう可能性があるということで、他の委員の皆さんからは、このあたりをどう進めたら良いかご意見有りますか。  
事務局の方ではいかがでしょうか。
- 事務局 この審査会では、墓地の条例に基づいてご判断していただくものです。農業委員会を含め、その他の関係課とも同時並行的に進めていく必要があって、そのために関係課と事前協議をしています。
- A 委員 公図で見ると市道のようなものがあるようですが、これは計画地に入っているのでしょうか。
- B 委員 開発関係の方でも協議をしているので、道路が入ってしまうということは無いと思います。
- 事務局 提出されている書類だと個人所有になっています。
- 議長 この土地について、現況は確認していますか。
- 保健所 現況は荒地になっています。
- 議長 実際の現地も荒地なののでしょうか。  
市道60070号線が一体のようにも見えます。すぐに分からないので念のため要確認ということにさせていただくということでよろしいでしょうか。
- 委員一同 《異議無し。》
- 事務局 先ほどの件で事務局から確認させていただいてよろしいのでしょうか。  
墓地の手続き、農振地域の除外及び農地転用の手続きは、結局どちらが先かという話になってしまうのではないのでしょうか。

- A 委員 計画地は、用水路に囲まれていて一団ではないので、除外することはできると言っているわけで、農業委員会の方で1種か2種か判断できていないから、この墓地計画が半分以上の拡張になっていて、そこが判断できないといけないのではないかと思います。
- B 委員 農振地域の除外がされても、1種か2種か分からないと計画の規模が全然違うことになってしまう可能性があるということですね。
- 事務局 農業委員会でも実際の申請が無いと会議は開いていただけないと思いますので、事前協議の段階では必ずこちらですよという判断はいただけないと思います。
- 議長 どちらが先かということになるわけですね。  
本審査会としては、事前協議の段階で2種の見込みということで進めていき、1種になるということであれば、再度お集まりいただき審査会で再審査ということになりますので、よろしくをお願いします。
- 委員一同 《異議無し。》
- B 委員 念のため確認ですが、汚水については合併浄化槽を設けてということですが、これは公共下水道の供用開始がされていない区域ということでしょうか。
- 保健所 そのように聞いております。
- 議長 よろしいでしょうか。  
他はいかがでしょう。  
その他の委員からコメントいただけますでしょうか。
- C 委員 資料をいただいて、いくつか確認させていただいております。その結果、私の方からは意見等はありません。
- 議長 ありがとうございます。  
他はいかがでしょう。
- D 委員 私の方も資料を確認させていただいて、特に気になることはありませんでした。先ほどの見込みで進めるということも、そのように進めていただければと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
他にご意見有りますでしょうか。

E 委員 先ほどの見込みでというところですが、いろいろな関係所管があつてそのことの協議が必須になるわけで、農業委員会の結果が出ていないのに審査会で結論を出すというのはどうかと思います。

議長 ただ、事務局からもあつたとおりニワトリが先かタマゴが先かの議論になつてしまいますので。

事務局 よろしいでしょうか。  
本日は、計画書の内容を審査していただいて、審査会として答申するという予定ですが、これまで出たいわゆる他の機関で審査が必要となるような意見については、各委員から出た意見をまとめて、附帯意見として答申に盛り込みたいと考えますがいかがでしょうか。

議長 ただいまの事務局からの提案について、委員の皆様いかがでしょうか。

B 委員 この審査会で支障無しとなった場合、他の審議会などに影響を与えてこれに押し切られることがないように、条件を附すなど意見として明確にする必要があるのかなと思います。

E 委員 賛成です。

議長 ありがとうございます。では、委員からの意見をまとめさせていただき、答申するというところでよろしいでしょうか。

委員一同 《異議無し。》

議長 ありがとうございます。  
では、そのように答申させていただきます。  
以上をもちまして本日の議題についての審査を終了します。

### 3. その他

次回審査会の予定

### 4. 閉会